

令和元年9月30日

令和元年第3回神奈川県議会定例会

建設・企業常任委員会報告資料

(その1)

県土整備局

目 次

I	神奈川県都市公園条例の一部改正について	1
II	神奈川県県営住宅条例の一部改正について	3
III	神奈川県住宅供給公社の経営計画（中期計画）について	4
IV	神奈川県建築士法関係手数料条例の一部改正について	6

I 神奈川県都市公園条例の一部改正について

1 改正の趣旨

神奈川県都市公園条例は、県立の都市公園の設置及び管理について、必要な事項を定めた条例である。

この条例では、有料の公園施設について、利用の承認を受けた者から徴収する利用料金の額及び徴収方法を定めている。

今回、辻堂海浜公園にある有料の「多目的グラウンド」について、利便性向上などを目的として、人工芝にすることから、利用料金を改定する所要の改正を行う。

2 改正の概要

(1) 利用料金額の改定

公園名	区分	改正	現行
辻堂海浜公園	多目的グラウンド	3,200円/1時間・全面	310円/1時間
		1,600円/1時間・半面	

(2) 利用料金の額の設定

「多目的グラウンド」について、土から人工芝に変更され利便性などが向上することから、県内の他自治体にある類似施設の事例などを参考に料金設定を行った。

3 今後の予定

令和元年11月 県議会第3回定例会に条例改正議案を提出

令和2年4月1日 改正条例の施行

参考資料

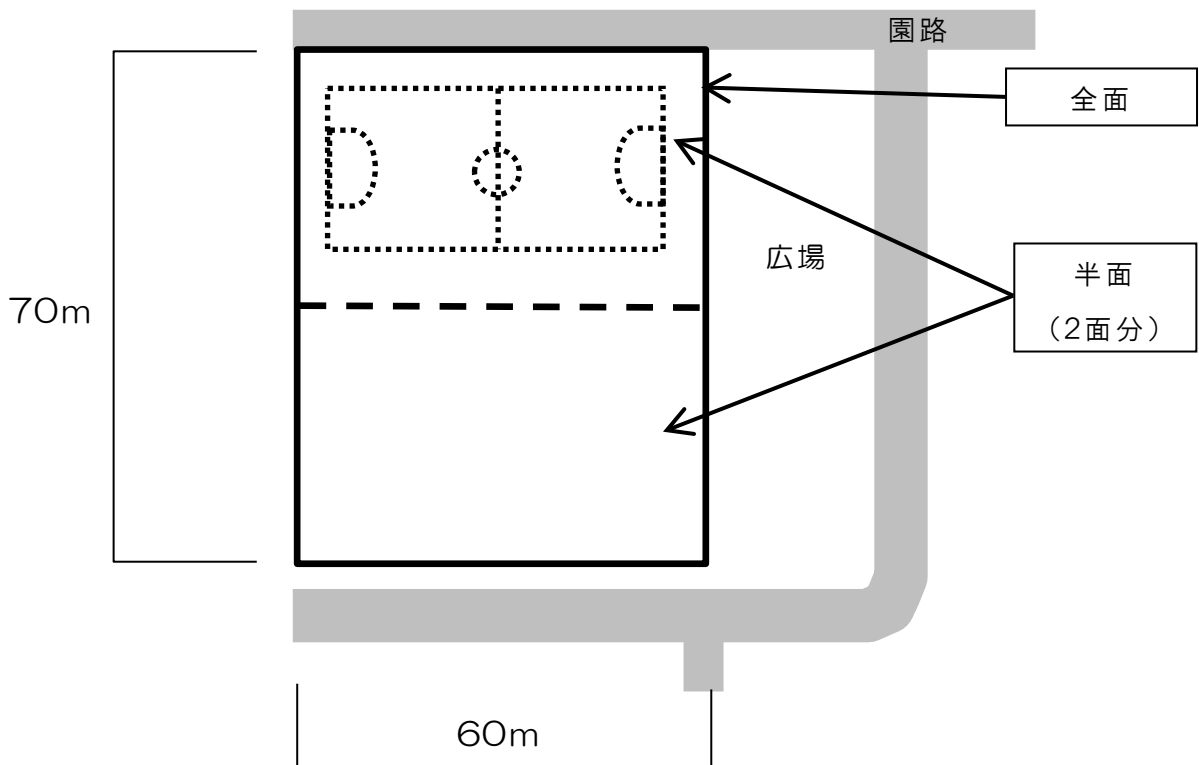
1 辻堂海浜公園平面図



2 貸出区分について

- ・多目的グラウンドは、半面でフットサルコートを確保できるスペースにて再整備。
- ・貸出に当たっては、半面（合計2面）又は全面で貸出可能。

【施設配置図】



Ⅱ 神奈川県県営住宅条例の一部改正について

1 改正の趣旨

民法における債権関係の規定の見直しが行われることに伴い、国が「公営住宅管理標準条例（案）」における保証人に関する規定を削除したことから、所要の改正を行う。

2 改正の概要

近年、身寄りのない単身高齢者等が増加していることを踏まえると、公営住宅への入居に際して、保証人の確保が困難となることが懸念されるため、県営住宅に入居する際に必要としていた保証人に関する規定を削除する。

3 今後の予定

令和元年11月 県議会第3回定例会に条例改正議案を提出
令和2年4月1日 改正条例の施行

Ⅲ 神奈川県住宅供給公社の経営計画（中期計画）について

1 経緯

神奈川県住宅供給公社（以下「公社」という。）は、平成25年に、経営の基本方針等を示す「10箇年計画」と、具体的な取組を示す「中期計画」からなる経営計画を策定した。

その後、経営の一層の効率化を図りながら、県からの財政的自立に向けた取組を進めており、このたび、平成30年度までの中期計画が終了したことから、第3次中期計画（令和元～2年度）を策定した。

2 計画策定の背景

(1) 第2次中期計画（平成28～30年度）の達成状況

目 標	実 績
①年間経常利益 20 億円以上を毎期達成	H28：25 億円 H29：31 億円 H30：27 億円
②3 箇年で借入金残高を 109 億円削減	143 億円削減（H28:1127 億円 → H30:983 億円）
県損失補償残高を 159 億円削減	412 億円削減（H28:766 億円 → H30:354 億円）
③格付会社による AA の格付を維持	平成 26 年に AA の格付を取得、継続して維持
公社債の継続発行	H28：170 億円、H30：170 億円 の公社債を発行

(2) 公社の現状と課題

公社の賃貸住宅は、築年数50年を経過した団地が全体の約25%に達し、そうした団地の入居率が低下している。また、入居者の高齢化が進んでいることから、コミュニティ活性化などの早急な対応も求められている。このため、老朽化した団地の建替えやリノベーションによる安定した賃貸経営の実現が急務で、併せて、コミュニティの創生を図ることが重要となっている。

3 第3次中期計画の概要

(1) 主なポイント

公社では、平成30年度まで12期連続で年間経常利益20億円以上を確保しており、現在の10箇年計画においても経営改善目標を着実に達成してきた。

こうしたことにより、安定した経営を実現し、その結果、県損失補償に頼ることなく、公社債発行や銀行融資といった、新たな資金調達手法を確立した。

今後は、このような資金調達等により、県損失補償残高の解消と県利子補給の終了を前倒しで実現し、県からの財政的自立を確実に進めていく。さらに、市場性の高い団地を中心に建替えを進めるとともに、人や地域の繋がりによるコミュニティを創生するなど、県の施策と連携した取組を進めていく。

(2) 目標の設定

- ア 引き続き年間経常利益20億円以上を每期達成する。
- イ 令和2年度末までに県損失補償残高を解消する。
- ウ 令和2年度末までに県利子補給を終了する。
- エ 格付会社によるAAの格付を維持し、公社債の発行を継続する。

(3) 具体的な取組

ア ストック活用

市場性の高い団地を中心とした建替えを進めるとともに、その他の団地ではリノベーションなどによる商品価値の向上に取り組む。

イ 安定的な事業運営

家賃収入を安定的に確保するため、入居率を維持するとともに、団地駐車場のコインパーキング化などによる収益の維持に取り組む。

ウ 人や地域のつながり（コミュニティ）を創生

多世代交流や農業の拠点を整備するなど、コミュニティを創生する取組を進める。

4 今後の指導の方向性

県は、毎年度の取組状況を把握し、公社が経営の一層の効率化を図り、県からの財政的自立を確実に進めるよう引き続き指導していく。

IV 神奈川県建築士法関係手数料条例の一部改正について

1 改正の趣旨

建築士法（以下「法」という。）に基づく二級・木造建築士の免許及び二級・木造建築士試験の受験に係る手数料は、地方自治法に基づき、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（以下「政令」という。）で定める金額を標準として条例で定めることとされている。

建築士の人材を継続的かつ安定的に確保するため、建築士試験の受験資格を改めることにより、建築士試験の受験機会を拡大する目的で、法の一部が改正された。これに伴い、関係政令が令和元年9月11日に公布されたことから、神奈川県建築士法関係手数料条例（以下「条例」という。）について所要の改正を行う。

2 改正の概要

(1) 二級・木造建築士の免許手数料の改定

法改正により、建築士試験の受験要件となっていた実務経験について、一部が免許登録要件に改められたことに伴い、免許手数料の標準額が、実務経験審査に係る事務費を加え改定されたことから、現行19,300円を24,400円に改定する。

(2) 二級・木造建築士試験の受験手数料の改定

法改正に併せて、試験実施経費等を実態に即して見直したことにより、受験手数料の標準額が改定されたことから、現行17,900円を18,500円に改定する。

3 今後の予定

令和元年11月 県議会第3回定例会に条例改正議案を提出
令和2年3月1日 改正条例の施行

法改正等の概要

1 受験及び登録要件の変更

建築士試験を受験する際の要件の一つとしていた実務経験について、免許登録の際の要件に変更した。

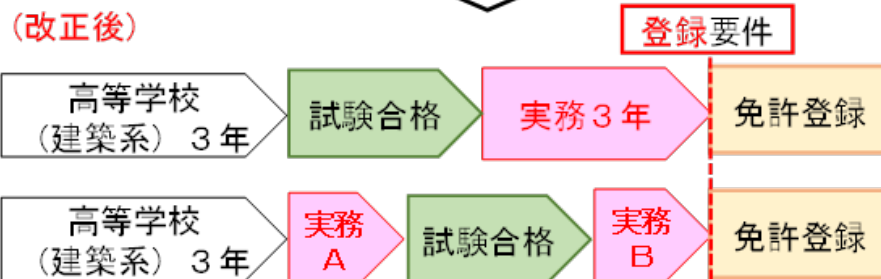
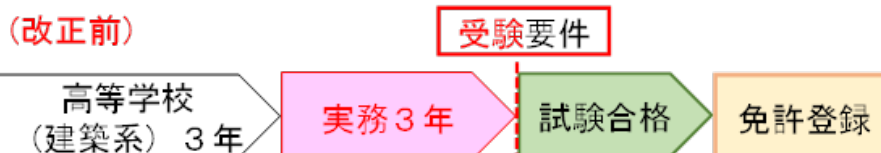
ただし、実務経験のみで受験し、二級建築士又は木造建築士免許を受ける場合を除く。

二級・木造建築士の受験及び登録要件の変更イメージ図

(1) 学歴のみ (従前どおり)

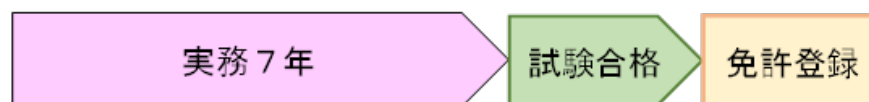


(2) 学歴+実務経験



※ A + B = 3年

(3) 実務経験のみ (従前どおり)



2 実務経験審査の厳格化

法改正に併せて、不正受験の未然防止のため、審査手続きにおいて、詳細な申告や第三者の証明を必要とするなどの厳格化を図ることとした。